

# 令和5年度第10回南関町農業委員会会議録

令和6年1月10日(水)  
午後1時18分開会  
南関町役場 庁議室

## 一、開会宣言

## 二、議事日程

### 1. 開 会

### 2. 農業委員会憲章朗読

4番 猿 渡 徳 幸 君

### 3. 会長挨拶

### 4. 議事録署名人の指名

9番 城 戸 英 次 君

1番 平 山 竜 代 君

### 5. 議 事

第35号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第36号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第37号議案 非農地判断について

第38号議案 農用地利用集積計画の承認について(一括方式)

第39号議案 農用地利用集積等促進計画(第3号)案について

### 6. 閉 会

## 三、出席委員は次のとおりである。(11名)

会長 井上 繁 孝 君

1番 平 山 竜 代 君

3番 大 里 義 明 君

5番 片 山 弘 美 君

7番 末 竹 信 雄 君

9番 城 戸 英 次 君

副会長 打越 辰 美 君

2番 原 口 隆 治 君

4番 猿 渡 徳 幸 君

6番 福 山 正 英 君

8番 山 口 勲 君

## 四、欠席委員は次のとおりである。(0名)

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

事務局長 田口 明 君

書記 齋田 士郎 君

## 令和5年度第10回南関町農業委員会会議録

### 議事の経過

-----○-----

開会 午後1時18分

#### 1. 開会

○副会長（打越 辰美君） 起立。全員おそろいですので、ただいまから令和6年の第10回南関町農業委員会総会を開催いたします。礼。

○事務局長（田口 明君） 明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いたします。本日は委員の皆様、全員ご出席でありますので、総会が成立することをご報告いたします。

-----○-----

#### 2. 農業委員会憲章朗読

○事務局長（田口 明君） それでは、農業委員会憲章朗読を4番、猿渡委員さん、よろしくお願いたします。

○4番（猿渡 徳幸君） （農業委員会憲章は省略）

○事務局長（田口 明君） ありがとうございます。

それでは、総会開催にあたり、井上会長よりご挨拶をお願いたします。

-----○-----

#### 3. 会長挨拶

○会長（井上 繁孝君） では皆さん改めまして、明けましておめでとうございます。

委員の皆様方におかれましては、家族おそろいで輝かしい新年を迎えることと、心からお喜び申し上げます。

さて、祈りも届かず皆様ご案内のとおり正月、元旦、石川県の能登半島におきまして地震ということで本当に多くの皆様方が犠牲になりました。本当に犠牲された皆様方に対して、心から皆様とともにご冥福をお祈り申し上げたいと思っております。また、被災された方々には、1日にも早い復興復旧をお祈り申し上げ、またお見舞いを申し上げたいと思っているところでございます。

昨年を振り返りますと、昨年は暮れにも申し上げたと思えますけれども、当地区におきましては、平穏な1年でなかったかと思っております。風水害の被害もなく、平穏な1年でなかったかなと思っていたところです。そういうところで、年末にはスポーツ界では、プロ野球の大谷選手があのようなドジャースに移籍されて、明るいニュースがありまして、1年が終わるかなと思った矢先に、国会議員の裏金問題とか自動車産業の問題とか、いろいろ暗いニュースで年を越したわけでございますが、また今年も幕開けが暗いニュースで幕開けしたところでございますけれども、

何におきましては健康が第一で、今年1年、明るい1年になることをご祈念申し上げたいと思っております。そういうことで、農業委員会といたしましても、今年度、昨年度はなんと申しますか農地パトロールにおいて、確認が難しいところは暮れも申し上げましたが、4地区でモデル的にドローンによる確認をしたところがございますが、ほかまた委員さんの関係するところもまだありますが、今年度は関下、長山、今、西豊永、小原、肥猪町、相谷、下坂下を後から詳しくは事務局が説明するかと思っておりますけれども、順次取り組んでいきたいと思っております。

また今年度は最適化推進委員のブロック研修等も、また2月には県のほうで行われる計画がありますので、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。本日は、第10回ということで、提案の35号議案から39号までご提案しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○事務局長（田口 明君） ありがとうございます。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以降の議事の進行は井上会長をお願いいたします。

なお、発言しようとする委員は、議長の許可を受けなければならないとなっております。また、携帯電話につきましては、音が鳴らないように対応をお願いいたします。

それでは井上会長、よろしくお願いいたします。

-----○-----

#### 4. 議事録署名人の指名

○議長（井上 繁孝君） それでは、これより議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。今回は議事録署名人として9番城戸委員、1番平山委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、事務局が行う議案説明は事前に配付をしております議案説明書に代えることで議事を円滑に進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

#### 5. 議 事

○議長（井上 繁孝君） それでは、議案審議に入ります。

議案第35号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

案件は、2件2筆です。

それでは、本案について、現地調査に出向されました農業委員より説明をお願いいたします。

4番、猿渡委員、申請番号402番。

○4番（猿渡 徳幸君） 申請番号402番を説明いたします。先月21日、事務局、私と現地確認を行いました。この地区は圃場整備が予定されてまして、以前にも受け人の方がすぐ近くの自分の圃場を持っておられて、今までも管理されてきました。それと渡し人の方が高齢であったためにそのようなかたちで取られてましたけど、受け人の方がきちんとされてますので、別段問題ないと思います。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（井上 繁孝君） ありがとうございます。

続きまして、3番大里委員、申請番号404番の説明をお願いいたします。

○3番（大里 義明君） 404番、12月21日に事務局と推進委員さん同行で現地の確認をいたしました。現地はですね、受け人の方の目の前の畑でありまして、実際、農地としてきっちり管理をされておりましたので、問題ないものと判断をいたしました。

ご審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（井上 繁孝君） はい、ありがとうございます。

委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。ありませんか。

（なしの声）

○議長（井上 繁孝君） ないようでございますので、採決いたします。

議案第35号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め議案第35号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第36号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

案件は1件1筆です。

なお、本案は「南関町農業委員会会議規則第10条」の規定による議事参与の制限に該当する案件となっておりますので、1番平山委員が議事参与の制限者に当たりますので、平山委員は、本案審議の進行中は暫時退席をお願いいたします。

平山委員、退席をお願いします。

（平山委員 退席）

○議長（井上 繁孝君） それでは、本案について、現地調査に出向かれました農業委員より説明をお願いいたします。

8番山口委員、申請番号408番の説明をお願いします。

○8番（山口 勲君） 説明いたします。408番。先月、暮れ押し詰まってから、事

務局と私と推進委員と4名で現地を視察いたしました。航空写真を見るとここは桑水という部落の中心で家が密集しているところで、付近には農地とかなんとかそういうのが全然ほとんどありません。住宅の中の少しの農地です。地図を周辺図を見ていただくとわかるように何も問題は排水とか何とか十分計画されておりました。

審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（井上 繁孝君） ありがとうございます。

委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。ありませんか。

（なしの声）

○議長（井上 繁孝君） ないようでございますので、採決いたします。

議案第36号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、議案第36号議案は原案のとおり決定いたします。

ここで退席された平山委員に着席を求めます。

（平山委員 着席）

○議長（井上 繁孝君） 退席された平山委員に報告します。議案第36号につきましては、原案のとおり承認されました。

○1番（平山 竜代君） ご審議のほどありがとうございます。

○議長（井上 繁孝君） 続きまして、議案第37号「非農地判断について」を議題といたします。

案件は29件51筆です。

それでは、本案について現地調査に出向されました農業委員より説明をお願いいたします。

3番、大里委員。申請番号405番。

○3番（大里 義明君） 405番ですが、こちら12月21日、事務局、推進委員同行で現地の確認をいたしております。現地のほうがすでに農地として復旧できないような状況でございました。またここに向かうまでの農道も途中から竹が覆い被さり機械等が全くいける状況ではございませんでしたので、非農地としての判断で私は問題ないと思っております。

ご審議よろしく申し上げます。

○議長（井上 繁孝君） 続きまして、8番山口委員。申請番号407番の説明をお願いいたします。

○8番（山口 勲君） 申請番号387の分だと思いますけど。失礼しました。ドローンのやつかと思って勘違いして、407番これはですね、日にちはちょっと先月は何日やったかな。同じ暮れの押し詰まった日です。そんな時ですね、見て浦田さんのところですか。これ私はさっきドローンのところかと早合点しまして、失礼しました。これも非常に現地は完全に山という状態になっているわけで、本人さんもやがて私はここに思うたとき、役場が近いうちにドローンで公的な方法で転用、転用ちゅうか非農地判断があるてなぜ出たろうかてちょっと疑問に思えて現地も見てみました。だから、これも非常に非農地としてしてもらなら最適なところだと思います。

皆様のご判断をよろしくお願いします。

○議長（井上 繁孝君） ありがとうございます。

続きまして、ドローンの撮影したところのご審議になりますけれども、私が立ち会いましたところを申請番号387の1から387の6の説明ですけれども、これは皆さんご存じの南関町の下水道処理、浄化センターがあります。その南側で、もともとは水田で畑等も耕作されておりましたが、畑等はもう五、六十年前から杉等植林されております。それから田んぼにつきましては、もう何十年で耕作されんでドローンで調査した結果、またこの申請されている方にもこちらのほうから通告いたしまして非農地を判断されるということでございます。そういうことで申請されるということでございますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、打越副会長。ドローンのところの説明をお願いいたします。

○副会長（打越 辰美君） 私のほうから申請番号387の7から同じく12番までの説明を申し上げます。場所は以前食事処の四季彩というのがありました。北辺田から入って行くところです、そこの周辺ですけれども事務局の方と推進委員さんと先月、一応ドローンで画像を見ながら判断しましたけれども、侵入道路とか中のほうの現地の管理も全然されておりましたので、非農地の判断をいたしましたので皆さんご検討お願いいたします。

○議長（井上 繁孝君） 続きまして、5番片山委員。ドローンの撮影の場所の説明をお願いします。

○5番（片山 弘美君） こちら申請番号387の13から23の22筆になります。現地のほうは田畑でした。ドローンによる撮影を見たところ、11月24日だと記入しておりますけれども、推進委員さんを含め事務局の方、私4名ですけれどもまたたまたま現地のほうに本人さんがいらっしゃったので、名前はちょっと伏せますがこちらはどんななってますかて同時に撮影したのを見ていた状態でした。田畑と言ってもやっぱり農地としては再利用はできないとそういうふうに判断しました。山の中にあるものでこれが畑、これが田んぼで比べることなくですね、農地として利

用できないので、すみませんこちらの北開の地区はドローンによる非農地判断と私も思いました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（井上 繁孝君） 続きまして、最後になりましたが山口委員。申請番号387の24から27までの説明をお願いします。

○8番（山口 勲君） さっきはここを私が早合点したところで387からづうと続いてドローンの非農地の判断を11月の下旬だったですかね、私もドローンは初めて見たけど本当小さくて、性能がよくて現地を見てもその前も何回もあそこ通ったりしてみて、ドローンと見るとと全くほんなこて、そして一つ気にかかったんですがね、これが3か月ばかり前、公的に非農地判断に本人さんの同意を郵送ですという話だったんですけど、その郵送は届きましたか。本人さんの了解ちゅうか、それで気になったけん違うとこにいったらちょうど本人さんもそこさん違うよて来られたけん、役場から何か郵便か何か来たなて聞いたら私も2、3か月久しぶり会うたら非常に耳が遠なって、私が言うたつが半分ぐらい聞こえたらうかなて疑問になったけん、郵送でやり取りして了解とるて言うとした、その了解取れたるかちよつとそるが気にかかっております。

○議長（井上 繁孝君） 事務局。

○事務局（齋田 士郎君） その件に関しては、事務局より説明申し上げます。

現地確認をしてもらった後に、それぞれ地権者の方には事前通知ということで文書を発送しております。一応異議申立期間というのを1週間程度もちまして、こちらのほうに何も意見質問等がない方については、同意したものとみなしますということで事務を進めさせていただきますというような文書を各地権者に配布しております。

各それぞれで意見、それが何もなかった方たちを今回議案としてご提案させていただいているものとなります。

以上です。

○8番（山口 勲君） 本人さんに聞いたら俺は知らんて言いなはったけんちよつと尋ねてみたんで、それでそういう返送でくるわけじゃないわけですね。こんならこんでよかちゅうことですね。簡単に言うと。非農地ですね、皆さんの判断をよろしく申し上げます。

そるばってん、一言やっぱり気になるとは本人が知らんて言いなはつとがちよつと気になるけど、それはそれでしょんなかていうとしょんなかことになつとやなかるうかと思えます。

○議長（井上 繁孝君） ということで、申請番号も387の1から387の27番ま

では全員通知をして今事務局説明したとおりでございます。ありがとうございました。

委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声)

○議長(井上 繁孝君) ないようでございますので、採決いたします。

議案第37号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(井上 繁孝君) 異議なしと認め、議案第37号議案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第38号「農用地利用集積計画の承認について(一括方式)」を議題といたします。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画を一括方式により設定するものです。

案件は、145筆、158,170㎡です。

それでは、審議に入ります。

何かご意見、ご質問はございませんか。ありませんか。

(なしの声)

○議長(井上 繁孝君) ないようでございますので、採決いたします。

議案第38号について、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(井上 繁孝君) 異議なしと認め、議案第38号は原案のとおり承認いたします。

続きまして、議案第39号。「農用地利用集積等促進計画(第3号)案について」を議題といたします。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、意見を求められるものです。

案件は、合計5筆、合計面積7,257㎡です。

それでは、審議に入ります。

何かご意見、ご質問はございませんか。ありませんか。

(なしの声)

○議長(井上 繁孝君) ないようでございますので、採決いたします。

議案第39号について、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(井上 繁孝君) 異議なしと認め、議案第39号は原案のとおり承認いたしま

す。

これで、本日の議案は、全て終了いたしました。

-----○-----

## 6. 閉 会

○議長（井上 繁孝君） 本日の議決事件等の字句の整理を、議長に一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

（なしの声）

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、処理することにいたします。

皆様方には、慎重審議していただき、ありがとうございました。これをもちまして、議長の席を降りさせていただきます。

○事務局長（田口 明君） ありがとうございました。

それでは閉会を打越副会長、よろしくお願いいたします。

○副会長（打越 辰美君） 起立。

これもちまして、令和5年度第10回南関町農業委員会総会を閉会いたします。礼。

-----○-----

閉会 午後1時46分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人